

川口ダム自然エネルギーミュージアム 運営等業務募集要項

徳島県企業局（以下「企業局」という。）は、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により、「川口ダム自然エネルギーミュージアム運営等業務」（以下「本業務」という。）の受託者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

1 業務概要

（1）委託業務名

川口ダム自然エネルギーミュージアム運営等業務

（2）業務目的

企業局では、発電と環境の関わりや、科学技術における一歩先の未来への関心を高め、自然エネルギー普及促進と次代の技術者育成に寄与するため、平成28年7月に「川口ダム自然エネルギーミュージアム」を整備している。「川口ダム自然エネルギーミュージアム」では、1か所で太陽光、水力、風力、バイオマスの自然エネルギーによる発電施設等が見学でき、その中核施設として「環境学習室」や「映像展示室」を設けている。

本業務では、このような施設の性格を活かした「川口ダム自然エネルギーミュージアム」の運営等業務を行うものとする。

（3）業務の内容

別添「川口ダム自然エネルギーミュージアム運営等業務概要説明書」（以下「業務概要説明書」という。）のとおりとする。

（4）委託期間

令和8年4月1日から令和8年10月31日まで

（5）募集スケジュール

ア	令和8年2月13日（金）	募集開始
イ	令和8年3月6日（金）	参加申込書等（7（1）に規定するもの） の提出期限
ウ	令和8年3月中旬	プロポーザル審査会
エ	令和8年3月下旬	契約締結
オ	令和8年4月1日（水）	業務開始

2 見積限度額

22,000千円（消費税及び地方消費税含む）

上記見積限度額には、人件費、事業費及びその他必要な経費を含むものとする。

3 契約の相手方の決定方法

次項に定める応募参加者の要件に該当する者から、企画提案を受け、別に定める委託業者選定委員会において内容審査を行った上、選考基準の評価の採点において基準点を

満たし、かつ上位の者を、契約の相手方の候補者とする。

業務の実施に際しては、提案内容をそのまま実施するものではなく、選定後に候補者と企業局が協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に契約を締結する。

4 応募参加者の要件

応募参加者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 主たる事務所（本社又は本店等）が徳島県内に所在する法人等であること。
 - ア 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
 - イ 民間企業
 - ウ その他法人、または法人以外の団体、個人事業主等
- (2) 提案事項を的確に遂行できる能力を有する者
- (3) 法人等及びその代表者が、次の事項に該当しない者
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - イ 地方自治法第244条の2第11項の規定により徳島県又は他の地方公共団体からの指定の取消しを受け、当該处分の日から起算して2年を経過しない者
 - ウ 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっている者
 - エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体
 - オ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - カ 会社更生法（昭和14年法律第154条）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定、又は再生計画の認可の決定が確定している者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
 - キ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
 - ク 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
 - ケ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - a 成年被後見人又は被保佐人
 - b 破産者で復権を得ない者
 - c 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - d 暴力団の構成員

- コ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者

5 委託対象経費

(1) 対象となる経費

- ア 運営にかかる人件費
 - ・給料、手当、研修費など
- イ 運営にかかる事業費
 - ・被服費、消耗品費、備品代、広告宣伝費、保険料など
- ウ その他必要な経費

6 委託契約の留意事項

- (1) 採択された事業者は、改めて企業局に見積書を提出し、企業局と協議の上、双方で委託契約を締結し、委託業務を実施すること。
- (2) 委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ企業局の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- (3) 委託契約に係る委託料は、必要な場合は一部の前金払を可能とする。
- (4) 委託業務完了後は成果報告等の実績報告書を提出すること。
- (5) このプロポーザルに基づく契約は、令和8年度予算を審議する徳島県議会において当初予算の成立を条件として締結する。

7 応募の手続き等

業務委託者の選定に参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 参加申込書、誓約書、企画提案書及び見積書等の提出

- | | |
|---------------------------------|----|
| ア 参加申込書（様式第1号） | 1部 |
| イ 誓約書（様式第2号） | 1部 |
| ウ 企画提案書（様式第3号） | 1部 |
| エ 見積書（任意様式） | 1部 |
| オ 法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書） | |
| 個人事業主の場合は開業届のコピー | 1部 |
| カ 会社概要が分かる書類（定款又は寄付行為、パンフレットなど） | 1部 |
| キ 直近2期分の決算書もしくは確定申告書 | 1部 |
| （設立1年未満等で決算書がない場合は、事業計画書及び予算書） | |
| ク 都道府県税の未納がない旨の証明書 | 1部 |
| （都道府県税局が発行するもの。） | |

(2) 提出期限

令和8年3月6日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便で期限内必着）すること。

(4) 提出先及び問合せ先

〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目86
徳島県企業局 事業推進課 自然エネルギー・地域貢献室
電話：088-678-7683
ファクシミリ：088-678-7395
電子メール：kigyoukyujigyousuishinka@pref.tokushima.lg.jp

8 企画提案書の内容

- (1) 企画提案書は、別添の所定の様式（様式第3号、別紙1及び別紙2）に基づき作成するものとする。
- (2) 用紙の大きさは原則A4版縦とする。
- (3) 企画提案書には、次の項目を様式に記載すること。
 - ア 業務実施体制（様式第3号）
 - ・提案事業者の概要
 - ・運営スタッフの構成、人数、サポート体制
 - ・運営スケジュール
(スケジュールの作成にあたっては、企業局等との協議、調整に要する期間も考慮すること。)
 - イ 会社の業務経歴（別紙1）
 - ・過去3年間の同種業務の実績の件数及びその内容等
 - ウ 業務の実施方針及び手法（別紙2）
 - ・別紙の業務概要説明書「3（2）シ i. 企画・普及活動」及び「3（2）シ k. コンテンツリニューアル工事期間中の業務」に記載の事項に係る提案内容について具体的に記載すること
- (4) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意すること。
 - ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述すること。
 - イ 文書を補完するためのイメージ図・イラスト・写真等の活用は自由とする。
 - ウ 文字は注記等を除き原則として11ポイント以上の大きさで記述すること。
 - エ 1ページに収まらない場合は、複数ページにわたることも可とする。
 - オ 所定の書式以外に補足資料を添付する場合は、その旨を所定の様式上に明記すること。

9 評価及び審査基準

- (1) 企画提案の評価（採点）は、プレゼンテーション審査により行う。
 - ア プrezentation審査に参加する提案者には、詳細を別途通知する。
 - イ プrezentation審査を欠席の場合は、参加辞退とみなす。
- (2) 企画提案書を選考するための審査基準
次の項目により、別添の審査基準に基づき総合的に評価する。
 - ア 提案内容に関する視点
 - ・自然エネルギーの普及啓発を促進させること及び科学への理解を深めることができる内容となっているか。

- ・日本科学未来館などの科学館やスマート回廊周辺施設と連携した活動及びスマート回廊周辺地域を活用したイベント企画が分かりやすく具体的か。

(ここで「日本科学未来館」とは、科学技術基本計画に基づき、科学技術への理解を深めるための拠点として国際研究交流大学村内に建設された国立研究開発法人の科学館のこと。)

また「スマート回廊周辺地域」とは、川口ダム自然エネルギーミュージアムを中心とした川口ダム湖周辺の相生森林美術館、もみじ川温泉、あいあいらんど等の施設及び大塚製薬㈱徳島ワジキ工場や鶯の里等を含む地域一帯を指す。)

- ・コンテンツリニューアル工事期間中に実施する業務の提案内容が分かりやすく具体的か。

イ 実施体制に関する視点

- ・運営に必要な人員の配置や、スケジュールの適切性はどうか。またサポート体制が整っているか。

ウ 運営実績に関する視点

- ・同種業務の実績件数、運営期間とその観客動員数はどうか。また斬新なアイデア等による集客増の実績を有しているか。

(ここで「同種業務」とは科学館の運営とする。)

エ 経済性に関する視点

- ・見積書の額及びその内訳が適切であるか。

10 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (2) 提出内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを提案した責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (3) 本業務の履行に係る成果物の所有権及び撮影した映像素材の著作権については全て企業局に帰属するものとする。
- (4) 提出された企画提案書、その他書類は、原則返却しない。
- (5) 無効となるプロポーザル
 - ア 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - イ 企画提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - ウ 企画提案書に提案と関係ない事項の内容が記載されているもの
 - エ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの
 - カ プレゼンテーション審査に出席しなかったもの
- (6) プロポーザルの実施の結果、最適な者として選定された者は、契約手続きを完了するまで企業局との契約関係を生じるものではない。

11 応募書類等に係る質問

- (1) 質問の受付期間

令和8年2月16日（月）から2月27日（金）まで（土・日は除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。

（2）質問の提出

当該公募に係る質問は、所定の様式（様式第4号）を用いて文書で行うものとし、「7 応募の手続き等（4）提出先及び問合せ先」まで、書面持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出すること。

なお、ファクシミリ又は電子メールの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

（3）質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの参加申込み状況や積算に関する内容等は受け付けない。

（4）質問に対する回答

ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により回答する。なお、質問の多かつた内容については、質問内容と回答を後日ホームページにて公開する。